

石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程(平成13年訓令第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成13年6月22日 訓令第7号</p> <p>改正 平成18年10月25日訓令第3号 平成19年 3月30日訓令第6号 平成23年 3月30日訓令第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の11第2項の規定に基づき、石垣市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の契約についての指名競争入札参加者の資格、指名競争入札の業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。 (指名競争入札の参加資格者)</p> <p>第2条 市長は、次の各号のすべてに該当している建設業者を入札参加資格者とする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者であること。</p> <p>(2) 施行令第167条の11第1項の規定により準用する同施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があった後2年を</p>	<p>○石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成13年6月22日 訓令第7号</p> <p>改正 平成18年10月25日訓令第3号 平成19年 3月30日訓令第6号 平成23年 3月30日訓令第4号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の11第2項の規定に基づき、石垣市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の契約についての指名競争入札参加者の資格、指名競争入札の業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。 (指名競争入札の参加資格者)</p> <p>第2条 市長は、次の各号のすべてに該当している建設業者を入札参加資格者とする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者であること。</p> <p>(2) 施行令第167条の11第1項の規定により準用する同施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があった後2年を</p>

限度として市長が定める期間を経過したものであること。

- (3) 法第27条の23第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を受け
適当と認められた建設業者であること。

(平18訓令3・一部改正)

(入札参加資格審査及び申請)

第3条 建設工事の入札参加資格審査は、2年に1回定期の資格審査を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時の資格審査を行うことができる。

- 2 定期の資格審査申請にあつては、当該審査を行う年の2月1日から2月末日までとする。

- 3 随時の資格審査申請にあつては、定期の資格審査申請を行わない年において市長が定める期間に行うことができる。

- 4 建設工事の入札に参加希望する建設業者は、建設工事入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 5 前項申請書の提出要領は、別に定める。

(平19訓令6・一部改正)

(資格審査及び等級格付)

限度として市長が定める期間を経過したものであること。

- (3) 法第27条の23第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受け
適当と認められた建設業者であること。

- (4) 石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(平18訓令3・一部改正)

(入札参加資格審査及び申請)

第3条 建設工事の入札参加資格審査は、2年に1回行う定期の資格審査、及び市長が必要と認めるときに行う追加の資格審査に区分して実施する。

- 2 定期の資格審査に係る建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)の受付は、当該審査を実施する年の2月1日から2月末日までの間において市長の定める期間に行うものとする。

- 3 追加の資格審査に係る申請書の受付は、市長が定める期間に行うものとする。

- 4 建設工事の入札に参加希望する建設業者は、申請書
_____に
関係書類を添付して、
市長に提出しなければならない。

- 5 前項申請書の提出要領は、別に定める。

(平19訓令6・一部改正)

(資格審査及び等級格付)

(平19訓令6・一部改正)

(審査結果の通知)

第6条 名簿に登録した有資格者に対しては、入札参加適格審査結果通知書(様式第1号)を交付するものとする。

(公表の内容)

第7条 名簿の公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 格付け別建設業者の名称又は商号
- (2) 業種別建設業者の名称及び商号

(公表の時期及び方法)

第8条 名簿の公表は、審査結果通知書を交付した後、業種別及び格付け別業者一覧表により、速やかに公表する。

2 公表の方法は、閲覧によるものとし、
契約管財課窓口において閲覧受付簿に必要な事項を記入させるものとする。

3 公表事項の閲覧期間は、審査結果通知後、次期の定期の資格審査に基づく登録の日までとする。

(平19訓令6・一部改正)

(変更等の届出)

第9条 建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者は、法第11条第1項又は法第12条各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに入札参加資格審査申請後変更届出書(様式第2号)を市長に届出なければならない。

(平19訓令6・一部改正)

(地位の承継)

(平19訓令6・一部改正)

(審査結果の通知)

第6条 名簿に登録した有資格者に対しては、入札参加適格審査結果通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(公表の内容)

第7条 名簿の公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 格付け別建設業者の名称又は商号
- (2) 業種別建設業者の名称及び商号

(公表の時期及び方法)

第8条 名簿の公表は、審査結果通知書を交付した後、業種別及び格付け別業者一覧表により、速やかに公表する。

2 公表の方法は、閲覧及び市ホームページ上で掲載するものとし、
閲覧による場合は、契約管財課窓口において閲覧受付簿に必要な事項を記入させるものとする。

3 公表事項の閲覧期間は、審査結果通知後、次期の定期の資格審査に基づく登録の日までとする。

(平19訓令6・一部改正)

(変更等の届出)

第9条 建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者は、法第11条第1項又は法第12条各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに入札参加資格審査申請後変更届出書(様式第3号)を市長に届出なければならない。

(平19訓令6・一部改正)

(地位の承継)

第10条 有資格者の死亡、営業の譲渡又は組織の変更等により営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、有資格者の地位の承継願(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けて有資格者の地位を承継するものとする。

(資格の取消し)

第11条 建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は登録をせず、又は既になされた登録を取り消すことができる。

(1) 第3条第4項の規定に基づく提出書類に虚偽その他不正な事項があったとき。

(2) 法第3条第3項の規定に基づく許可の更新を受けなかったとき。

2 有資格者が、等級格付の要件を満たさなくなったときは、等級格付を変更することができる。

(平18訓令3・平19訓令6・一部改正)

(業者の選定及び発注区分)

第12条 業者の選定は、第5条第1項に規定する有資格者の中から行うものとする。

2 市発注の建設工事に対する業種別の等級及び発注対象工事1件の金額は、別表1のとおりとする。

3 建設工事の適正な発注及び効率的な執行その他中小建設業者の保護、育成等を図るため、工事の内容等を考慮して工事ごとに共同企業体を結成させて工事を発注することができる。

(指名基準)

第10条 有資格者の死亡、営業の譲渡又は組織の変更等により営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者は、有資格者の地位の承継願(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けて有資格者の地位を承継するものとする。

(資格の取消し)

第11条 建設工事入札参加資格審査の申請者又は有資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は登録をせず、又は既になされた登録を取り消すことができる。

(1) 第3条第4項の規定に基づく提出書類に虚偽その他不正な事項があったとき。

(2) 法第3条第3項の規定に基づく許可の更新を受けなかったとき。

2 有資格者が、等級格付の要件を満たさなくなったときは、等級格付を変更することができる。

(平18訓令3・平19訓令6・一部改正)

(業者の選定及び発注区分)

第12条 業者の選定は、第5条第1項に規定する有資格者の中から行うものとする。

2 市発注の建設工事に対する業種別の等級及び発注対象工事1件の金額は、別表1のとおりとする。

3 建設工事の適正な発注及び効率的な執行その他中小建設業者の保護、育成等を図るため、工事の内容等を考慮して工事ごとに共同企業体を結成させて工事を発注することができる。

(指名基準)

第13条 石垣市財務規則第106条の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の指名基準は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属する者の中から行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準として直近上下の等級該当者の中から指名することができる。この場合において、指名業者数の2分の1を越えて直近上位及び下位の等級該当者を指名できないものとする。
- (2) 特殊な工事で当該業種の有資格者が少ない場合には、前号の規定にかかわらず有資格者の中から適当と認める者を指名することができる。
- (3) 再度入札に付しても入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第1号の規定にかかわらず有資格者のうちから適当と認める者を指名することができる。
- (4) 災害等緊急に施工を必要とするもの、地域の特性その他特に必要があると認めた場合においては、第1号の規定にかかわらず当該等級以上の等級該当者の中から指名することができる。
- (5) 前各号の規定により業者を選定する場合は、次のア～ケまでに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営の状況

ウ 当該工事施工についての技術的適正

第13条 石垣市財務規則第106条の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の指名基準は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属する者の中から行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準として直近上下の等級該当者の中から指名することができる。この場合において、指名業者数の2分の1を越えて直近上位及び下位の等級該当者を指名できないものとする。
- (2) 特殊な工事で当該業種の有資格者が少ない場合には、前号の規定にかかわらず有資格者の中から適当と認める者を指名することができる。
- (3) 再度入札に付しても入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第1号の規定にかかわらず有資格者のうちから適当と認める者を指名することができる。
- (4) 災害等緊急に施工を必要とするもの、地域の特性その他特に必要があると認めた場合においては、第1号の規定にかかわらず当該等級以上の等級該当者の中から指名することができる。
- (5) 前各号の規定により業者を選定する場合は、次のア～ケまでに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営の状況

ウ 当該工事施工についての技術的適正

- エ 当該工事に対する地理的条件
 - オ 手持ち工事の状況
 - カ 労働福祉の状況
 - キ 工事成績
 - ク 技術者の状況
 - ケ その他当該工事についての適否
- (平19訓令6・一部改正)

(建設業者格付審査会)

第14条 第4条に規定する審査及び等級の格付を行うため、建設業者格付審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第15条 審査会は、会長、副会長その他の審査委員で構成する。

2 審査会は、別表2の職にある者をもって組織する。

(平19訓令6・一部改正)

(会長及び副会長)

第16条 会長は副市長を、副会長は総務部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平19訓令6・一部改正)

(審査会の会議)

第17条 審査会は、会長が2年に1回招集する。ただし、必要があ

- エ 当該工事に対する地理的条件
 - オ 手持ち工事の状況
 - カ 労働福祉の状況
 - キ 工事成績
 - ク 技術者の状況
 - ケ その他当該工事についての適否
- (平19訓令6・一部改正)

(建設業者格付審査会)

第14条 第4条に規定する審査及び等級の格付を行うため、建設業者格付審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第15条 審査会は、会長、副会長その他の審査委員で構成する。

2 審査会は、別表2の職にある者をもって組織する。

(平19訓令6・一部改正)

(会長及び副会長)

第16条 会長は副市長を、副会長は総務部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平19訓令6・一部改正)

(審査会の会議)

第17条 審査会は、会長が2年に1回招集する。ただし、必要があ

るときは臨時に招集することができる。

2 審査会は、審査委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審査会の議事は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、契約管財課で行う。

(平19訓令6・一部改正)

(結果の報告)

第19条 会長は、審査会の結果を市長に報告しなければならない。

(指名業者選定委員会)

第20条 建設工事の発注に際して適切な業者の選定について調査審議するため石垣市建設工事等指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置することができる。

2 選定委員会の運営その他指名業者の選定等の事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成18年訓令第3号)

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第6号)

るときは臨時に招集することができる。

2 審査会は、審査委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審査会の議事は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、契約管財課で行う。

(平19訓令6・一部改正)

(結果の報告)

第19条 会長は、審査会の結果を市長に報告しなければならない。

(指名業者選定委員会)

第20条 建設工事の発注に際して適切な業者の選定について調査審議するため石垣市建設工事等指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置することができる。

2 選定委員会の運営その他指名業者の選定等の事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成18年訓令第3号)

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表1(第12条関係)

発注の基準となる請負工事金額

等級	業種別	土木工事及び建築工 一式	電気・管その他
	金額	請負工事金額	請負工事金額
A		5,000万円以上	1,000万円以上
B		5,000万円未満	1,000万円未満
		2,500万円以上	500万円以上
C		2,500万円未満	500万円未満
		1,000万円以上	
D		1,000万円未満	

別表2(第15条関係)

(平23訓令4・全改)

建設業者格付審査会審査委員			
副市長	総務部長	企画部長	市民保健部長
福祉部長	農林水産部長	建設部長	水道部長
教育部長	契約管財課長	農政経済課長	畜産課長
むらづくり課長	水産課長	都市建設課長	港湾課長

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1(第12条関係)

発注の基準となる請負工事金額

等級	業種別	土木工事及び建築工 一式	電気・管その他
	金額	請負工事金額	請負工事金額
A		5,000万円以上	1,000万円以上
B		5,000万円未満	1,000万円未満
		2,500万円以上	500万円以上
C		2,500万円未満	500万円未満
		1,000万円以上	
D		1,000万円未満	

別表2(第15条関係)

(平23訓令4・全改)

建設業者格付審査会審査委員			
副市長	総務部長	企画部長	市民保健部長
福祉部長	農林水産部長	建設部長	水道部長
教育部長	契約管財課長	農政経済課長	畜産課長
むらづくり課長	水産課長	都市建設課長	港湾課長

下水道課長	施設管理・すく やる課長	水道部施設課長	教育委員会学務 課	下水道課長	施設管理・すく やる課長	水道部施設課長	教育委員会学務 課
様式第1号(第6条関係) (略) 様式第2号(第9条関係) (略) 様式第3号(第10条関係) (略)				様式第1号(第3条関係) (略) 様式第2号(第6条関係) (略) 様式第3号(第9条関係) (略) 様式第4号(第10条関係) (略)			